

○国土交通省告示第 号

船舶構造規則（平成十年運輸省令第十六号）第六十三条及び船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第六十八条の規定に基づき、船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年 月 日

国土交通大臣 前田 武志

船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示等の一部を改正する告示
（船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示の一部改正）

第一条 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示（平成十年運輸省告示第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三百三十五条（見出しを含む。）中「防しよく」を「防食」に改め、同条第一項中「第六十三条」を「第六十三条第一項」に改め、同条第二項中「第六十三条」を「第六十三条第一項」に、「第一条の五」を「第二条第四項」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「塗料の仕様、塗料の選択基準及び前項に掲げる」を「塗料又は鋼材の仕様その他の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 規則第六十三条第二項の告示で定める防食措置は、次のいずれかの措置とする。

一 次に掲げる要件に適合する塗装を施すこと。

イ 耐食性その他の性状を考慮して管海官庁が適当と認める塗料を使用すること。

ロ 前項各号に掲げる措置をとること。

二 耐食性その他の性状を考慮して管海官庁が適当と認める鋼材を使用すること。

(船舶の消防設備の基準を定める告示の一部改正)

第二条 船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第五項中「第六十八条第五項」を「第六十八条第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第六十八条第五項」を「第六十八条第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第六十八条第四項」を「第六十八条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 固定式炭化水素ガス検知装置に係る規則第六十八条第三項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 貨物タンクに隣接する区画（ポンプ室を除く。）の複数の適当な場所（以下「採取場所」という。）において試料を採取し、ガス分析装置により当該試料中の炭化水素ガスの濃度を順次分析する機能を有するものであること。

二 三十分を超えない間隔で採取場所の試料の採取及び分析を行うものであること。
三 試料の採取管は、先端部に接続する部分を除き、独立したものであること。
四 ガス分析装置は、貨物制御室その他の管海官庁が適当と認める場所に備え付けられたものであること。

五 安全な場所で、採取した試料を大気中に排出するものであること。

六 試料中の炭化水素ガスの濃度が爆発下限界の値の三十パーセント未満であってあらかじめ設定した濃度に達したときに、自動的に装置を停止し、かつ、船橋、貨物制御室及びガス分析装置が備え付けられた場所において可視可聴の警報を発するものであること。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成二十四年一月一日から施行する。